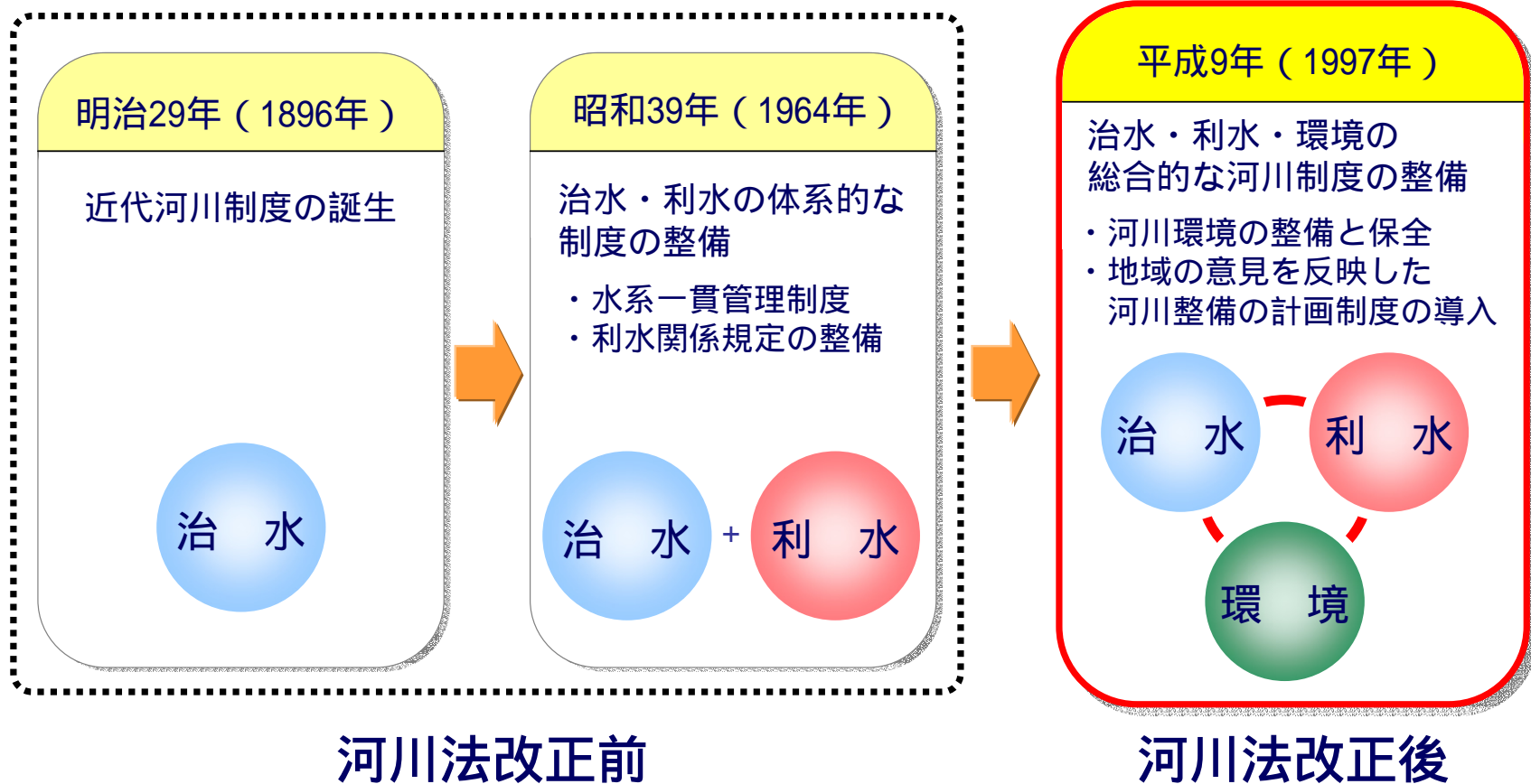


## 資料 1

# 鵜川水系河川整備計画策定の流れ



# 新旧計画制度の比較

旧制度

工事实施基本計画

内容 基本方針、基本高水  
計画高水流量等主な河川工事の内容

工事实施基本計画  
の案の作成

↓ 意見

河川審議会  
(一級水系)

工事实施基本計画  
の決定

河川工事

新制度

河川整備基本方針

内容 基本方針、  
基本高水、計画高水流量等

河川整備基本方針  
の案の作成

↓ 意見

社会資本整備  
審議会  
(一級水系)  
都道府県河川  
審議会  
(二級水系)

河川整備基本方針  
の決定・公表

都道府県河川審議会  
がある場合

河川整備計画

内容 河川整備の目標  
河川工事、河川の維持の内容

原案

↓ 意見

学識経験者

河川整備計画  
の案の決定

公聴会の開催等による  
住民意見の反映

河川整備計画  
の決定・公表

↓ 意見  
地方公共団体の長

河川工事、  
河川の維持

### （河川整備基本方針に定める事項：河川法施行令）

第十条の二 河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 二 河川の整備の基本となるべき事項
  - イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）  
並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
  - ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項
  - ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
  - ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

### （河川整備計画に定める事項：河川法施行令）

第十条の三 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 河川整備計画の目標に関する事項
- 二 河川整備の実施に関する事項
  - イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により  
設置される河川管理施設の機能の概要
  - ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

## 河川法 第十六条の二より抜粋

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。



## 河川整備計画策定河川

天塩川	留萌川	夕張川・千歳川・幾春別川・豊平川・空知川・雨竜川・石狩川上流・石狩川下流	後志利別川	沙流川	釧路川
岩木川	高瀬川	鳴瀬川	阿武隈川	米代川	子吉川
最上川	多摩川	鶴見川	荒川	手取川	狩野川
富士川	安部川	庄内川	木曾川	豊川	櫛田川
由良川	九頭竜川	千代川	那賀川	肱川	中筋川
遠賀川	筑後川	嘉瀬川	本明川	白川	大分川
大野川	番匠川	五ヶ瀬川	大淀川		



## 河川整備基本方針

社会資本整備審議会  
(H19.10.11、河川分科会)

河川整備基本方針の検討

H19.11決定

河川整備基本方針の決定

## 河川整備計画

河川整備計画の検討

河川整備計画（原案）

関係住民の意見

ホームページ等による意見募集

公聴会等の開催

意見

意見

学識経験者等の意見

鵜川流域委員会

河川整備計画（案）

北海道知事等

意見

河川整備計画 策定